

* 里親委託措置費・一時保護委託費単価表（令和6年度版）

令和6年4月1日改定

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
委託費	1	里親手当	(1)養育里親 児童に関する委託手当	月額	90,000	月額	35,000	—	※2人目以降も同額です。 ※親族里親・養子縁組里親については非該当です。 ※月途中の委託でも月額分のお支払いになります。
		(2)専門里親		月額	141,000	月額	35,000	—	
	2	里親受託支度費	新規児童の委託にかかる経費	1人	実費 (上限44,630)	1人	12,000	—	・受託支度費請求書（別紙32）
生活諸費	3	一般生活費	(1)一般分 児童の衣食住に係る経常的諸経費 ※月途中の委託の場合、日割り計算を行います。	月額	55,530	月額	3,000	—	※乳児とは0歳児のことです。 年度途中に1歳になった場合でも、当該年度に限り（一時保護委託の場合は当該月に限り）0歳として扱い、支弁の対象となります。
		(2)一般分日割り		1日	1,826	1日	100	別紙1参照	
		(3)乳児分		月額	64,120	月額	3,000	—	
		(4)乳児分日割り		1日	2,109	1日	100	別紙1参照	
	4	レスパイト・ケア	(1)2歳以上児 里親の一時的な休息（レスパイト・ケア）の為に援助経費（児童の生活費）	1日	5,600	—	—	—	ご相談は児童相談所までお願いします。
		(2)2歳未満児		1日	8,640	—	—	—	ご相談は児童相談所までお願いします。
	5	新規委託児童学用品費	通学用用品購入経費	—	—	1件	10,000	—	・在学証明書（別紙4） ※学校所定の様式でも可 ※義務教育（小・中学校及び特別支援学校）通学児童に限りです。
	6	冷暖房費	児童の冷暖房費	月額	870	月額	200	870	※各月初日が要件です。
	7	期末一時扶助	年末における被服等の購入費	1人	5,950	1人	250	5,950	※12月1日現在が要件です。
	8	医療費	医療に必要な経費 （歯科矯正代、インフルエンザ等予防接種代）	健康保険の算定方法に準じる。		—	—	—	・医療費請求書（別紙19）
医療費	9	保険外療養費	児童福祉法による医療費として支弁されない入院時の付添看護料、室料差額、初診料など （医師の指示によるもの）	—	—	1件	実費	—	・健康保険外病室（室料差額）意見書別紙（22）、健康保険外病室（室料差額）内訳書別紙（23）
	10	里親診断書文書料	医療機関で診断書を発行するための文書料	—	—	1件	実費	—	・診断書発行文書料請求書（別紙20）
	11	視力矯正費	措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡・コンタクトレンズ等を購入する場合にかかる実費。	随時	実費	—	—	—	・医療費請求書（別紙19） ・視力矯正費内訳書（別紙21）

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
0歳から就学前	12	3歳未満児加算	処遇改善の経費	—	—	月額	5,000	—	※各月初日在籍が要件です。
	13	学齢前教育費	3歳以上から学齢前までの教育費（ただし幼稚園就園児は除きます）	—	—	月額	7,000	—	※各月初日在籍が要件です。 ※保育園在園の児童などが対象となります。
	14	幼稚園費	幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費	随時	実費	—	—	実費	・幼稚園在園証明書（別紙1） ・幼稚園就園経費証明書（別紙2） ・幼稚園費請求書（別紙3） ※幼児教育無償化による払い戻しがある場合は、それを控除した額となります。
小学生・中学生・特別支援学校高等部	15	教育費	(1)一般分 ①小学生	月額	7,210	月額	500	7,210	・在学証明書（別紙4） ※学校所定の様式でも可 ※月途中での委託でも、月額分のお支払いになります。
			(1)一般分 ②中学生	月額	9,380	月額	833	9,380	
			(1)一般分 ③特別支援 学校高等部	月額	9,380	月額	833	9,380	
			(2)教材代加算 （実費）	随時	実費	—	—	実費	・教科書及び教科書に準する正規の教材の購入費請求書（別紙5）
			(3)交通費加算 （実費）	随時	実費	—	—	実費	・通学費請求書（別紙6）
			(4)卒業記念 アルバム代	—	—	随時	実費	—	・卒業記念アルバム代請求書（別紙5）
			(5)クラブ活動 奨励費	—	—	月額	700	—	※対象は中学生のみです。 ※クラブ活動の参加の有無は問いません。
			(6)特別支援学校 入学一時金	入学時	86,300	入学時	50,000	86,300	・在学証明書（別紙4） ※学校所定の様式でも可
			(7)部活動費	随時	実費	—	—	実費	・部活動費請求書（別紙7） ・部活動遠征費・学習塾交通費請求書（別紙9）
			(8)学習塾費 ①小学生	—	—	随時	実費	実費	・学習塾費請求書（別紙8） ・部活動遠征費・学習塾交通費請求書（別紙9）
			(8)学習塾費 ②中学生	随時	実費	—	—	実費	
			(9)資格取得等 特別加算費	1件	57,620	—	—	57,620	・資格取得等特別加算費申請書（別紙13）

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
	16	学校給食代（実費）	学校給食法に基づく給食代	随時	実費	—	—	実費	・学校給食費請求書（別紙5） ※川崎市立学校在籍の場合は請求手続き不要
	17	見学旅行費（実費）	(1)小学生 国：修学旅行に要する経費（定額） ⇒交通費・宿泊費など	1件	22,690	修学旅行の場合は国の単価を超えた分全額（実費） ・社会見学や遠足の実費 ・総合学習の交通費の実費		22,690	・見学旅行費請求書（別紙5） 【小学校修学旅行の支給例】 22,690円未満：22,690円支弁 22,690円超：差額を川崎市分で支払
			(2)中学生 川崎市：国の単価を超えた実費、社会見学・遠足の実費が対象	1件	60,910			60,910	
	18	夏季等特別行事費	学校で主催する当該学年の児童・生徒全員を参加させて行う行事（例：夏季臨海・林間学校）	1件	3,150	国の基準を超えた分（差額実費）		3,150	※対象は小学校・中学校のみです。 ・夏季等特別行事費請求書（別紙5）
小学生 高校生	19	入進学支度金	(1)小学校1年生 (2)中学校1年生 入進学に必要な学用品等（転校の際に、制服等の指定のある場合は、対象になります。）	入学時	64,300	入学時	4,000	64,300	・在学証明書（別紙4） ※学校所定の様式でも可
				入学時	81,000	入学時	4,000	81,000	
	20	学習指導費	(1)小・中学生 (2)高校生 学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うための経費（14 - (8)、20、23で支出するもの以外の経費）	月額	8,290	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	・学習指導費加算申請・請求書（別紙10）
				—	—	随時	実費	実費	
	21	補習費特別保護単価	(1)小学生 (2)中・高校生 集団学習が困難で特別な配慮を必要とする児童が、個別支援を受けた場合の経費。	—	—	随時	実費	実費	・補習費特別加算申請書（別紙12）
				月額	実費（上限25,000円）	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	
	22	高学年児特別夜食費	中学生以上の夜間勉強用の夜食代	—	—	月額	1,500	—	※各月初日在籍が要件です。
	23	高等学校等受験費	高等学校等の受験にかかる経費	—	—	随時	30,000	—	・高等学校等受験費請求書（別紙33）
高校生	24	特別育成費	(1)公立 高等学校在学中の教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用	月額	実費（上限28,330円）	月額	5,000	実費（上限28,330円）	・在学証明書（別紙4） ・特別育成費（一般分・入学一時金）請求書（別紙29）
			(2)私立	月額	実費（上限39,540円）	月額	10,000	実費（上限39,540円）	
			(3)義務分 入学金・授業料・施設設備費・学校積立金のうち法定分を超過した部分。	—	—	随時	実費	—	
	25	補習費	高校生が対象。 学習塾等を利用した際の通塾費用。	月額	実費（上限20,000円） （高3上限25,000円）	随時	国の基準を超えた分（差額実費）	実費	・補習費申請書（別紙11）
	26	通学交通費（実費）	高校生の通学のための定期代	随時	実費	—	—	—	・通学費請求書（別紙6）
	27	見学旅行費（実費） （特別支援学校含む）	国：修学旅行に要する経費（定額） ⇒交通費・宿泊費など 川崎市：国の単価を超えた実費、社会見学・遠足の実費が対象	1件	111,290	修学旅行の場合は国の単価を超えた分全額（実費） ・社会見学や遠足の実費 ・総合学習の交通費の実費		111,290	・見学旅行費請求書（別紙5）
	28	入学一時金	(1)公立高1年 高等学校入学に必要な制服、カバン等の	入学時	実費（上限86,300円）	入学時	50,000	実費（上限86,300円）	・在学証明書（別紙4） ・特別育成費（一般分・入学一時金）請求書（別紙29）

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
		(2)私立高1年	経費	入学時	実費 (上限86,300円)	入学時	200,000	実費 (上限86,300円)	※市基準分は実費の金額に関わらず入学時にお支払いします。
	29	特別育成費 資格取得等特別加算費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	1件	実費 (上限57,620円)	—	—	実費 (上限57,620円)	・資格取得等特別加算費申請書（別紙13）
	30	大学等受験費	大学等の受験にかかる経費	随時	実費 (上限158,000円)	—	—	実費 (上限158,000円)	・大学等受験費請求書（別紙34）
	31	社会的 自立支援 対策費	進学に向けた学習塾の経費や、運転免許その他就職に必要な資格取得経費	—	—	月額	22,000	—	・在学証明書（別紙4） ※学校所定の様式でも可
		(2)私立最終学年		—	—	月額	28,000	—	
その他	32	障害児手当	障害児手当	—	—	月額	15,000	—	・特別支援学校の在学証明書 ・障害手帳
	33	就職支度費	就職に必要な寝具類及び衣類等の購入	1件	82,760	1件	50,000	—	・就職（内定）証明書 ※児童が就職するため、措置が解除となることが要件です。
	34	就職支度費特別基準	就職に必要な住居費・生活費など	1件	413,340	—	—	—	・就職支度費特別基準申請書（別紙14：児童相談所長の意見が必要） ※児童が就職するため、措置が解除となることが要件です。 ※さらに、保護者等から経済的援助が受けられないことが要件です。 ※後日、就職支度費特別基準支給報告書（別紙15）での報告が必要です。
	35	大学進学等 自立生活 支度費	国：学用品、参考図書類の購入 市：入学金、授業料など	1件	82,760	1件	416,000	—	・合格証書、合格通知書、納付金支払書類のいずれか ※児童が進学するため、措置が解除となることが条件です。
		(2)専門学校				1件	100,000	—	
	36	大学進学等自立生活 支度費特別基準	進学に必要な住居費、生活費など	1件	413,340	—	—	—	・大学進学等自立生活支度費特別基準申請書（別紙16：児童相談所長の意見が必要） ※児童が進学するため、措置が解除となることが条件です。 ※保護者等から経済的な支援が受けられないことが要件です。 ※後日、大学進学等自立生活支度費特別基準報告書（別紙17）での報告が必要です。
	37	住居費加算	就職・進学のための住居設定が必要であるものの、経済的支援が得られない児童のための住居設定費	—	—	1件	実費 (上限12万円)	—	・住居費加算請求書（別紙18）に、契約書と領収書の写しを添付する。
	38	葬祭費	委託中に死亡した児童の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費（火葬費用等の加算あり）	1件	159,040	—	—	—	・葬祭費請求書（別紙24）

	番号	費用の名称	費用の内容	児童福祉法第27条第1項第3号による委託				一時保護委託	必要書類・備考
				国基準	単価（円）	市基準	単価（円）	単価（円）	
	39	職業補導費	公共職業訓練施設等に通うための経費（交通費・教材費など）	交通費	実費	—	—	実費	・通学費請求書（別紙6）
				教材費など（月額）	5,030	—	—	5,030	
	40	里親委託 児童通院費	(1) 専門里親 障害や重篤な虐待による心理的ケアなど 定期的な通院が必要な児童の通院費用	月額	15000（上限）	—	—	15,000（上限）	・里親委託児童通院費対象児童認定申請書（別紙25） ・里親委託児童通院費申請書（別紙26） ※対象児童の認定が必要です。
				月額	7500（上限）	—	—	7,500（上限）	
	41	里親委託・自立支援推進費	・措置解除又は措置変更の際の調整や相談支援等に必要経費（交通費・食糧費等）	—	—	随時	実費（上限年5万円）	—	・里親委託・自立支援推進費請求書（別紙27） ※措置に向けた交流に係る交通費は上限なし
	42	一時保護助成費（市加算）	一時保護委託を受けた際の生活費や、児童の養育にかかる諸経費					1,962	日額（市加算）
	43	一時保護委託手当	一時保護委託に関する手当					4,630	日額（国基準）
	44	防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	3月分措置費として計上	実費（上限450,000円）	—	—	—	・防災対策費請求書（別紙30）、防災対策費管理一覧表別紙（31）
	45	里親認定・更新研修等支援費	里親認定研修・更新研修等に参加する際の交通費	随時	3,490	—	—	—	実施機関に実績を確認するため、里親からの請求手続きは不要です。

※ 措置費単価の改正があった場合は、さかのぼって精算をさせていただきます。

別紙1

一時保護委託一般生活費単価

3	一般生活費	一般分 日割り	児童の衣食住 に係る経常的 諸経費	5日目まで	4,590	※乳児とは0歳児のこと です。 年度途中に1歳になった 場合でも、当該年度に 限り（一時保護委託の 場合は当該月に限り）0 歳として扱い、支弁の 対象となります。
		一般分 日割り		6日目から 30日目まで	1,270	
		一般分 日割り		上記以外	1,820	
		乳児分 日割り		5日目まで	6,230	
		乳児分 日割り		6日目から 30日目まで	1,290	
		乳児分 日割り		上記以外	2,100	

社会的養護を必要とする方を対象とした

川崎市の学習支援費加算についてのご案内

平成30年4月から、里親家庭や児童養護施設などの児童を対象に、国の措置費に加え、児童の個性に応じた学習支援を行うための加算（学習支援費加算）を実施しています。

I 学習支援費加算の概要

（1）本加算の趣旨

基礎学力の確実な習得には、低年齢時から学習習慣を身に着け、自分が理解できる段階から順を追って進めていくことが重要であり、児童の理解度や集中できる時間等に応じた基礎からの個別指導等が有効であると考えられます。

本事業により基本的な生活支援に加え、福祉・教育に通じている NPO や地域人材、塾、家庭教師等を活用し、それぞれの児童に合った学習支援が可能な環境構築を図ります。

（2）本加算の対象者

里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童養護施設、児童心理治療施設に措置されている者で、小学生以上の者

（3）本加算の対象経費

学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うための経費

ア 地域人材・NPO 法人等を活用した学習支援に係る経費の実費

イ 里親、施設職員が行う学習支援に係る経費の実費

ウ 塾及び家庭教師に係る経費の実費

（4）本加算の加算金額

対象経費の実費（国基準で支弁される額を超える額）



II 地域人材・NPO 法人等を活用した学習支援経費

(1) 概要

地域の NPO 法人や各種団体が実施する学習支援を利用する場合や、地域人材等を施設等へ招いて学習支援を受ける場合、地域人材等を施設等で雇用して学習支援を行う場合の経費を支弁します。

(2) 対象経費

謝礼、報酬、交通費、教材費等の実費

(3) 申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書等を添付して請求してください。

(4) 施設等で地域人材等を雇用する場合の取扱い

施設等において地域人材等を直接雇用する場合にあっては、同一職員に対して加配職員雇用費加算との併用はできません。また、その際は、自立支援・学習支援員に係る月例給相当額及び賞与相当額の合計額を限度とします。

(請求時に対象者への給与支給額が確認できる書類が必要です。)

III 教材等を活用した学習支援経費

(1) 概要

里親や施設職員が市販の教材や通信教育に係る教材等を活用して学習支援を行う場合の経費を支弁します。

(2) 対象経費

教材費等の実費（国基準の補習費が支弁される場合は、補習費の支弁額を超える額）

(3) 申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書等を添付して請求してください。

Ⅳ 塾及び家庭教師に係る経費

(1) 概要

小学生以上の児童が塾や家庭教師を利用する場合の経費を支弁します。

(2) 対象経費

塾及び家庭教師に係る費用の実費（入会金、授業料、講習会費、模擬テスト代、交通費等）
（国基準の塾代・補習費が支弁される場合は、国基準の支弁額を超える額）

(3) 申請方法

他の措置費と併せて、対象経費の領収書や契約書、証明書等を添付して請求してください。



V Q&A

Q1 学習に関する費用であれば、全て本加算の対象となるのですか。

A1 本加算は、児童の個性に応じ、学校での学習の理解をするための補助や、進学に通常必要となる学力・学習習慣を身に付けることを趣旨とするものですので、その趣旨になじまないもの、特に高い能力を目ざすもの等については対象外となります。具体的には個別に審査しますので、疑義がありましたら事前に担当までお問い合わせください。

Q2 国の措置費との関係を教えてください。

A2 本加算の対象経費に該当するものについては、基本的には実費を本加算により支弁しますが、他の制度や国の措置費（学習塾費・学習指導費加算等）で支弁されるものについては、その額を超える分を本加算により支弁します。

	小学生	中学生	高校生
塾	<u>市（全額）</u>	<u>国（全額）</u> ※国の家庭教師費・通信教育費と併用不可	<u>国（20,000 円）</u> <u>（高3は 25,000 円）</u> ※国の家庭教師費・通信教育費と併用不可 <u>市（残りの全額）</u>
家庭教師	<u>市（全額）</u>	<u>国（25,000 円）</u> ※国の塾費・通信教育費と併用不可 <u>市（残りの全額）</u>	<u>国（25,000 円）</u> ※国の塾費・通信教育費と併用不可 <u>市（残りの全額）</u>
通信教育	<u>市（全額）</u>	<u>国（20,000 円）</u> ※国の塾費・家庭教師費と併用不可 <u>市（残りの全額）</u>	<u>国（20,000 円）</u> <u>（高3は 25,000 円）</u> ※国の塾費・家庭教師費と併用不可 <u>市（残りの全額）</u>
教材費	<u>国（8,200 円）</u> <u>市（残りの全額）</u>	<u>国（8,200 円）</u> <u>市（残りの全額）</u>	<u>市（全額）</u>
その他 地域人材等	<u>市（全額）</u>	<u>市（全額）</u>	<u>市（全額）</u>

Q3 本加算に上限額はあるのですか。

A3 本加算は児童の個性に応じて最適な学習支援を行うことを目的としており、一律の上限額は設定していません。しかしながら、適正な公費の執行の観点から、社会通念上適正な金額であるかについては、支出を行うなかで個別に審査を行います。

また、地域人材を施設等で直接雇用する場合については、別に定める一定の上限額を設定しています。

Q4 義務教育を終了し高校には通っていませんが、本加算の対象となりますか。

A4 本加算は義務教育卒業後の年齢で高等学校等に通学していない方も対象となります。

Q5 ノート等の学用品は対象となりますか。

A5 学用品は他の措置費（教育費・特別育成費）の対象となるため、本加算の対象外です。

Q6 音楽教室やスポーツ教室等は対象となりますか。

A6 本加算は学習習慣の定着や学力向上のために学習支援を行うためのものであり、それ以外のものは対象外となります。

Q7 英語検定の検定料等は対象となりますか。

A7 検定料については対象外ですが、学習習慣の定着や学校での学習の補助を目的として、英語検定等の書籍などの教材を利用する場合には教材費については対象となります。

Q8 英語学習のための経費は対象となりますか。

A8 Q1の趣旨のとおり、学校での学習の理解をするための補助や、進学に通常必要となる学力・学習習慣を身に付けることを趣旨とするものについては対象となります。海外留学を目的としたものなど、特に高い能力を目指すものについては、本加算の対象外となります。

具体的には個別に審査しますので、疑義がありましたら事前に担当までお問い合わせください。

Q9 通信教育にタブレット端末が受講料に含まれるものは対象となりますか。

A9 通信教育の費用と別にタブレット端末を用意する必要がある場合には、タブレット端末の費用は対象外となります。（通信教育の実施機関がタブレット端末の購入をあっせんしている場合等も対象外です。）

一方、通信教育の教材費に当該講座専用のタブレット端末等がパッケージとして含まれており、受講費に含まれていて分割することができない場合には対象となります。

また、タブレット端末を個別に購入し、学習用のアプリケーションを導入するもの等については対象外となります。

Q10 塾や家庭教師は複数のものを併用することはできますか。

A10 本加算は児童の個性に応じて最適な学習支援を行うことを目的としており、一律に併用の制限は設けていません。しかしながら、塾や教材等が児童の学力に合ったものであるか、児童の負担となっていないか等を勘案していただき、適切な活用をお願いいたします。

Q11 不登校児童生徒を対象とした各種支援については対象となりますか。

A11 学校教育法に定める高校等（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、各種学校）や技能教育施設に係る入学金、授業料、教材費、交通費等の経費については、国基準の特別育成費で対応すべきものとなりますので、本制度の対象外となります。

Q12 高校等の授業料や教材費、入学金等が国基準の措置費では不足するが、その分については対象となりますか。

A12 本加算は、通常の学校での学習に加えて、児童の個性に応じた学習支援を行うための経費が対象となります。学校での学習のための各種経費については、他の措置費（教育費・特別育成費）で対応すべきものとなるため、本加算の対象外となります。

Q13 市販の教材費の支弁額を教えてください。

A13 購入月分の措置費として支弁しますが、対象となる児童が国措置費の学習支援費加算（月額単価 8,200 円）の対象となっている場合には、当該額を超えた場合に本加算の対象となります。

Q14 市販の教材を購入する場合は、まとめて購入してもよいのでしょうか。

A14 措置費の算定は各月ごとに行った学習支援に対し、各月ごとの措置費として支払いを行うことが基本となります。市販の教材についても、概ね各月に学習するものを月ごとに購入していただくようお願いします。

Q15 塾や通信教育に要する費用を一括払いした場合は、どのような取扱いとなりますか。

A15 塾や通信教育に要する費用は、月ごとに実施されたことを確認した上でお支払いをする必要があります。そのため、原則として一括払いではなく、月ごとの支払い方法で処理いただくようお願いいたします。

一括払いを行った場合には、対応する月が経過した後で、証明書等を確認した上で支払いを行うこととなりますのでご了承ください。

例1

高校2年生の塾代4月～8月までの月謝（各月2万5千円、夏期講習5万円）を4月に一括払い（15万円）した場合で、9月上旬の締切日までに市に書類を提出した場合

支弁額の計算

国基準額 20,000 円×5か月＝100,000 円

市基準額 5,000 円×5か月＋50,000 円＝75,000 円

支払方法

8月分（9月支払い）の措置費として上記額を支弁

例2

小学生の通信教育（4月～3月）分（10万円）を4月に一括払いした場合で、5月上旬の期限までに市に証明書等を提出した場合

支弁額の計算

国基準額 0 円

市基準額 10万円

支払方法

翌年3月分（翌年4月に支払い）の措置費として上記額を支弁



VI 問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

電話 044-200-2929

メール 45zidohu@city.kawasaki.jp